

(5) 特別支援教育に関する状況

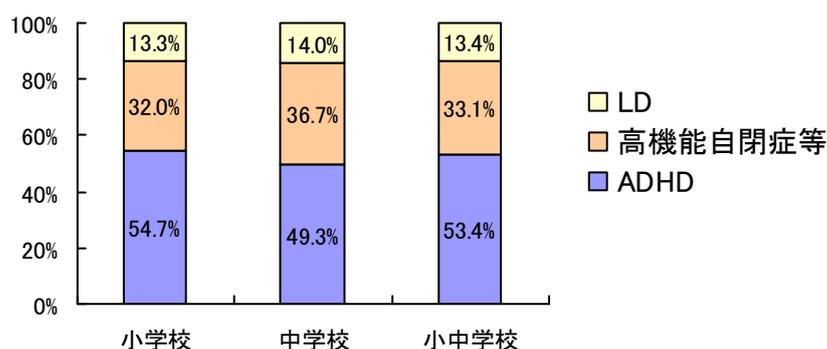
平成19年4月1日に一部改正された学校教育法の施行により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、教育上特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが義務付けられた。ここで言う障害とは、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含まれており、通常の学級等に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒等への適切な指導及び支援の充実が喫緊の課題となっている。

① 特別な教育的配慮を要する児童生徒の状況について

ア LD等の診断・判断のある児童生徒の状況

医療機関などにおいて、LD、ADHD、高機能自閉症等の診断又は判断のあった児童生徒は、公立小中学校に在籍する児童生徒数の約1%程度（平成20年9月1日現在）であり、その内訳は図1に示すとおりである。

図1 診断・判断の内訳



診断・判断のある児童生徒のうち、ADHDの診断がある者が最も多く小中学校では50%を超えている。次に高機能自閉症等、LDの順となっており、ADHD傾向のある者は、医療などの専門機関に比較的つながりやすいと考えられる。LDについては、判断を行う機関がそもそも少ないため、低い割合となっていることが考えられる。

図2 配慮を要する児童生徒の男女の割合（小中学校）

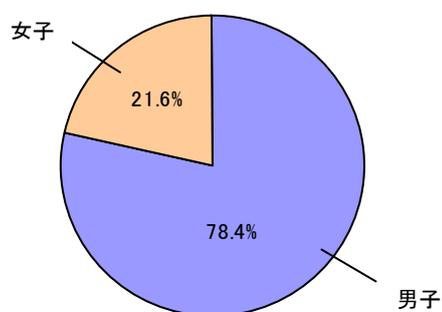


図2は、配慮を要する児童生徒の男女比を見たものである。LD等の発達障害は、比較的男子に多いことが、多くの文献等で指摘されているが、今回行った調査において、配慮を要する（診断判断を含む）とされる児童生徒については、やはり男子が多く、特に、ADHDと高機能自閉症傾向について、その傾向が著しかった。

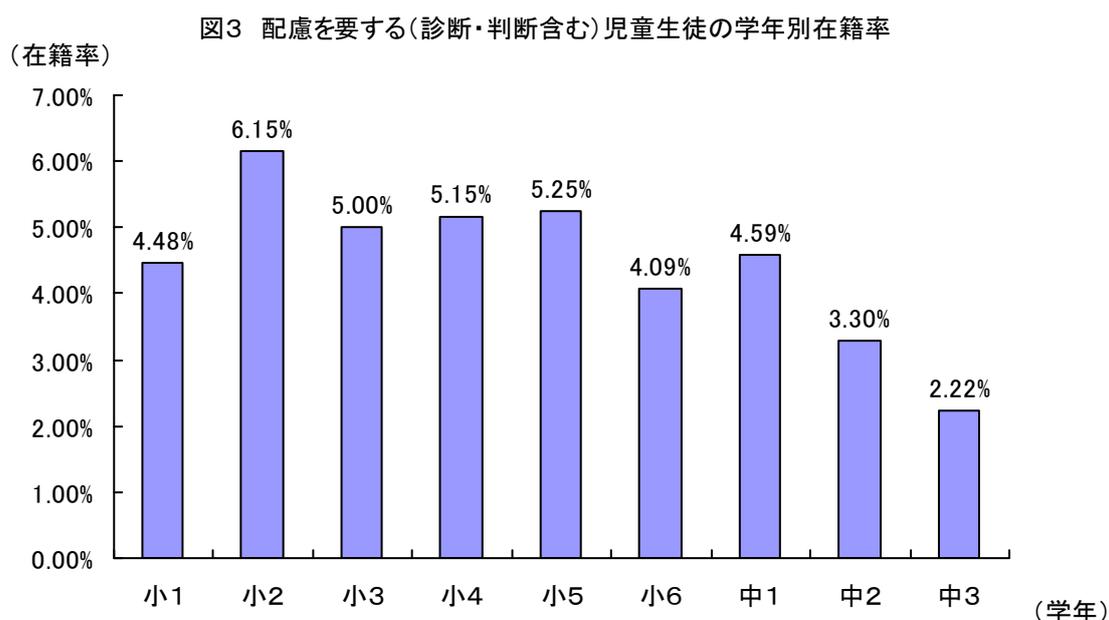
イ 特別な教育的配慮を要すると思われる児童生徒の状況

平成20年度に県教育委員会が実施した現状調査の結果から、特別な教育的配慮を要すると思われる児童生徒の割合（診断・判断のあった者は除く）は、公立小中学校に在籍する児童生徒の約4%程度（平成20年9月1日現在）であった。

この調査は、平成14年に文部科学省が実施した方法を参考に、全ての公立小中学校において実施したもので、各学校で同一のチェックリストを使用し、配慮を要する児童生徒への気づきを目的としたものである。

この調査の結果から、配慮を要する児童生徒のうち、「聞く」「話す」「読む」など学習面の偏りなどの課題に該当すると思われる者が最も多く、次に「不注意」「多動性」「衝動性」についての課題に該当と思われる者、次に「対人関係やこだわり」についての課題に該当と思われる者の順であった。学習面の偏りなどの課題への気づきが最も多くなったことについては、基礎学力の定着が本県の喫緊の課題であることから、学業面で十分な成果があがらないLD傾向の児童生徒に対し、支援の必要性についての意識が高まっていることが背景にあると考えられる。

図3は配慮を要する児童生徒のそれぞれの学年別での在籍率を示したものである。小学校では第2学年、中学校では第1学年にピークがあることから、小学校では第2学年において学習面生活面において課題が派生しやすく、その後やや落ち着くものの、小・中連携のつながりの課題から、中学校では第1学年でピークとなることなどが推察されるが、継続して経年での変化を分析する必要があると考える。



② 適切な指導及び必要な支援を行うために

LD等を含めた障害のある児童生徒に適切な指導及び支援を行うためには、それぞれの学校が特別支援教育学校コーディネーター（以下コーディネーターという。）を指名し、校内委員会を設置するなど、学校の組織として支援体制を整備することと、一人一人の特性や教育的ニーズを把握し、個別の指導計画や個別の教育支援計画を立てPDCAサイクルで実践し充実を図るとともに、実践した内容を引き継いでいくシステムの構築を図ることが重要である。表1は本県の特別支援教育を推進するための体制整備状況の中で、コーディネーターの指名と校内委員会の設置状況を経年で示したものである。

表1 小中高等学校における体制整備状況について

項目	学校	H15	H16	H17	H18	H19	H20
コーディネーターの指名	小	13.9%	99.6%	100%	100%	100%	100%
	中	18.4%	98.4%	100%	100%	100%	100%
	高	-	-	-	19.0%	100%	100%
校内委員会の設置	小	30.8%	43.0%	72.4%	88.8%	94.1%	94.4%
	中	23.2%	30.6%	58.2%	82.6%	93.2%	95.8%
	高	-	-	-	26.2%	90.2%	100%

コーディネーターの指名及び校内委員会の設置はほとんどの学校で指名及び設置済みであることから、体制整備の枠組みは既に整っていると言える。

しかしながら、図4、5に示す通常の学級における個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成状況については十分とは言いがたく、さらに充実を図っていく必要があり課題となっている。

今後は個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を定着させていくとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校が相互に連携し、適切な指導及び支援をさらに充実させるとともに、指導の継続性を図る重要なツールとして、活用を促進していくことが必要であると考えます。

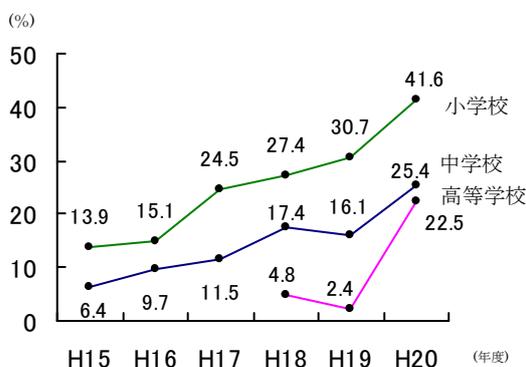


図4 個別の指導計画作成状況 (公立小中高)

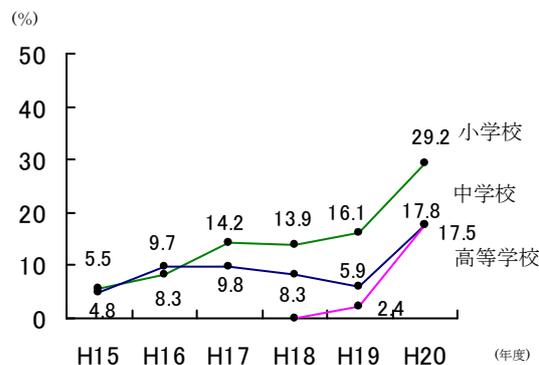


図5 個別の教育支援計画作成状況 (公立小中高)

